

岡山県公報

発行

岡山県



目次

【人事委員会】

- 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

(県例規集登載)

人事委員会

担当課(室)

目次

担当課(室)

令和7年12月24日 岡山県公報 号外

◎岡山県人事委員会規則第四十三号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十二月二十四日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和三十五年岡山県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第二項を次のように改める。

特地勤務手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる特地公署の級別区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。

一 六級地	百分の二十五
二 五級地	百分の二十
三 四級地	百分の十六
四 三級地	百分の十二
五 二級地	百分の八
六 一級地	百分の四

2 前項の特地公署の級別区分は、別表第一に定めるとおり（前条の人事委員会が認めるものにあつては、人事委員会が定める当該公署の級別区分）とする。

第三条第三項及び第四項を削る。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第六条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特地勤務手当に準ずる手当）」を付し、同条第二項の表以外の部分を次のように改める。

給与条例第十三条の三第一項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の上欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の下欄に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。

第六条第三項を削る。

第六条の二の前の見出しを削る。

第七条第二項第一号中「又は地公法」を「又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「地公法」という。）」に改め、同条第三項第一号中「（同条第三項及び附則第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号から第五号までにおいて同じ。）並びに附則第九項」を削り、同項第二号及び第三号中「並びに附則第九項」を削り、同項第四号中「として」を「（地公法第二十二条の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。次号において同じ。）として」に改める。

附則第六項の前の見出し、同項及び附則第七項を削り、附則第八項の前の見出し、同項及び附則第九項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、令和七年四月一日から適用する。
(特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 2 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則（令和七年岡山県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。
附則第二条第一項中「から第四項まで並びに」を「及び」に改め、「及び第三項」を削り、同条第二項中「地公法第二十二条の四第一項」を「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「地公法」という。）第一十二条の四第一項」に、

令和7年12月24日 岡山県公報 号外

「同項第四号中「定年前再任用短時間勤務職員」を「同項第四号中「定年前再任用短時間勤務職員（地公法第二十二条の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。次号において同じ。）」に改める。附則第四条を削る。」